

その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底（てっ）するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

2. 動物の選定 管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

3. 周知 実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守（じゅんしゅ）に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確

保、本基準に即した指針の策定等の措置（そち）を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。

また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。



2 生命と倫理

▶ pp.207～211

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う

研究に関する見解

[平成14年1月改訂 日本産科婦人科学会見解]

1. 研究の許容範囲

精子・卵子・受精卵は生殖（せいしよく）医学発展のための基礎的研究ならびに不妊（ふにん）症の診断治療の進歩に貢献（こうけん）する目的のための研究に限って取り扱うことができる。

なお、受精卵はヒト胚（はい）性幹細胞（ES細胞）の樹立のためにも使用できる。

2. 精子・卵子・受精卵の取り扱いに関する条件

精子・卵子及び受精卵は、提供者の承諾（し

ようだく）を得たうえ、また、提供者のプライバシーを守って研究に使用することができる。

1) 非配偶（はいぐう）者間における受精現象に関する研究は、その目的を説明し、十分な理解を得た上で、これを行う。

2) 受精卵は2週間以内に限って、これを研究に用いることができる。

3) 上記期間内の発生段階にある受精卵は凍結（とうけつ）保存することができる。

3. 研究後の処理

研究に用いた受精卵は、研究後、研究者の責任において、これを法に準じて処理する。

4. 精子・卵子・受精卵の取り扱い者

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う責任者は、原則として医師とし、研究協力者は、その研究の重要性を充分認識したものがこれにあたる。

5. 研究の登録報告等

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究を本学会員が行うに当たっては、学会指定の書式に準じてこれを報告する。

看護者の倫理綱領（こうりょう）

[2003年 日本看護協会]

前文